



# 島根県報

令和8年2月13日(金)  
第693号  
(毎週火・金曜日発行)  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

### 【告示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出	(高齢者福祉課)	2
知事管理漁獲可能量の変更	(水産課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出(3件)	(中小企業課)	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	(〃)	6
港湾隣接地域の指定	(港湾空港課)	6

### 【特定調達公告】

島根県庁本庁舎放射線防護対策設備フィルター調達・交換に係る一般競争入札の実施	(原子力安全対策課)	7
--	------------	---

### 【教委規則】

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	10
-------------------------	----------	----

### 【教委訓令】

県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正	(学校企画課)	15
-----------------------	---------	----

### 【公安告示】

空港保安警備業務1級検定及び空港保安警備業務2級検定の実施	(警察本部)	20
-------------------------------	--------	----

### 【正誤】

平成24年11月26日付け島根県報第2,447号中	(中小企業課)	22
平成24年11月30日付け島根県報第2,449号中	(〃)	23

**告示****島根県告示第77号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和8年2月13日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 水澄み会	通所介護	デイサービスセンター アルク ロング・レン	浜田市長沢町1428 番地6	令和8年2月28日

**島根県告示第78号**

まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年2月13日

島根県知事 丸山達也

まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量

令和7年6月27日 公表

令和7年11月21日 変更

令和8年2月3日 変更

まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から翌年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

26,900トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業	25,700トン
島根県まさば及びごまさばその他の漁業	現行水準

**島根県告示第79号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和8年2月13日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

協同組合大社ショッピングセンター 島根県出雲市大社町北荒木625番2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

協同組合大社ショッピングセンター 代表理事 岩井 昭夫 島根県出雲市大社町北荒木625番2

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 協同組合大社ショッピングセンター 代表理事 室家 隆一

(変更後1) 協同組合大社ショッピングセンター 代表理事 堀江 雅嗣

(変更後2) 協同組合大社ショッピングセンター 代表理事 岩井 昭夫

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) やまもと	島根県出雲市大社町北荒木1138-1	山本 勇二	
(有) むろや呉服店	島根県出雲市大社町杵築南1017	室家 隆一	
吉村 彰祐	島根県出雲市大社町杵築南1048	—	
(有) フジ電器	島根県出雲市小山町300-5	石田 晴吾	
(株) フーズマーケットホック	島根県安来市赤江町1448-1	南脇 政文	
(有) 堀江薬局	島根県出雲市大社町杵築南1370-2	堀江 昭佳	平成30年8月31日 退店
前島 淳	島根県出雲市大社町杵築東28-1	—	平成31年3月17日 退店
(株) ネクステージ	島根県出雲市斐川町莊原2941	手銭 薫	平成25年2月4日 退店

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) やまもと	島根県出雲市大社町北荒木1138-1	山本 成二	平成31年3月1日 代表者変更
(有) むろや呉服店	島根県出雲市大社町杵築南1017	室家 啓一郎	平成30年5月1日 代表者変更
吉村 茂男	島根県出雲市大社町杵築南1048	—	令和4年7月16日 代表者変更
(有) フジ電器	島根県出雲市小山町300-5	石田 泰寛	平成26年4月1日 代表者変更
(株) フーズマーケットホック	島根県安来市赤江町1448-1	藤原 隆之	平成29年2月2日 代表者変更
		長谷川 徹	令和2年5月29日 代表者変更
		瀧谷 仁志	令和4年4月1日 代表者変更

(4) 変更の年月日

(3)のア (変更後1) 平成25年6月21日

(3)のア (変更後2) 令和4年5月24日

- (3)のイ 上記小売業者一覧表のとおり
- 2 届出年月日  
令和8年1月20日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所  
出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先  
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項  
ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
イ アの記載事項についての公表の意思の有無  
ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地  
エ 意見の内容  
オ 意見を述べる理由
- (3) その他  
意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

#### 島根県告示第80号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和8年2月13日

島根県知事 丸山達也

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンターサンアイ斐川店 島根県出雲市斐川町富村765-2
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所  
株式会社サンアイ 代表取締役 佐藤 宏行 鳥取県米子市福市1714-1
- (3) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称  
(変更前) 株式会社サンイレブン  
(変更後) 株式会社サンアイ
- (4) 変更の年月日  
平成21年4月1日
- 2 届出年月日  
令和8年1月27日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所  
出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
-

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第81号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和8年2月13日

島根県知事 丸山達也

**1 届出の概要**

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

業務スーパー安来店 島根県安来市飯島町517番地

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社サンアイ 代表取締役 佐藤 宏行 鳥取県米子市福市1714-1

## (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) ホームセンターサンアイ安来店

(変更後) 業務スーパー安来店

イ 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

(変更前) 株式会社サンイレブン 代表取締役 松原 史明

(変更後) 株式会社サンアイ 代表取締役 松原 史明

ウ 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンアイ 代表取締役 松原 史明

(変更後) 株式会社サンアイ 代表取締役 佐藤 宏行

## (4) 変更の年月日

(3)のア 令和4年10月27日

(3)のイ 平成21年4月1日

(3)のウ 令和5年6月18日

**2 届出年月日**

令和8年1月22日

**3 届出及び添付書類の縦覧場所**

安来市政策推進部定住産業課（安来市安来町878番地2）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

**島根県告示第82号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月13日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターサンアイ斐川店 島根県出雲市斐川町富村765-2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社サンアイ 代表取締役 佐藤 宏行 鳥取県米子市福市1714-1

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,118平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となった日

令和3年3月8日

2 届出年月日

令和8年1月27日

**島根県告示第83号**

港湾隣接地域を次のとおり指定したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第3項の規定により告示する。

令和8年2月13日

島根県知事 丸山達也

地区名	地域
四河地区	基点1から基点8までを順次結んだ線及び海面により囲まれた陸域

	(点の表示)
	基点1 別府港四河地区 維持管理基準点「別府-12」 (緯度36度06分45秒、経度133度02分48秒)から8度42分51秒 63.74メートルの点
	基点1から147度41分23秒の汀線まで引いた線
	基点2 基点1から68度28分15秒 65.62メートルの点
	基点3 基点2から77度24分27秒 15.38メートルの点
	基点4 基点3から87度25分30秒 13.62メートルの点
	基点5 基点4から93度27分26秒 12.39メートルの点
	基点6 基点5から97度21分27秒 13.91メートルの点
	基点7 基点6から117度46分07秒 55.44メートルの点
	基点8 基点7から109度13分58秒 53.26メートルの点
	基点8から198度59分34秒の汀線まで引いた線

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和8年2月13日

島根県知事 丸山達也

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名及び数量

島根県庁本庁舎放射線防護対策設備フィルター調達・交換 一式

#### (2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

ただし、令和7年度2月補正予算が成立しなかった場合等は、契約を行わないこととする。

#### (3) 納入期限

令和9年3月31日（水）

#### (4) 納入場所

島根県松江市殿町1番地 島根県防災部原子力安全対策課

### 2 入札方法

#### (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

#### (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

#### (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

#### (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人

として使用する者を含む。) でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(7)冷暖房機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

#### 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課

電話 0852-22-6075 FAX 0852-22-5600

電子メール gen-an@pref.shimane.lg.jp

#### 5 入札説明書の交付等

##### (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和8年2月27日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

##### ア 交付期間

本公告の日から令和8年2月27日（金）までの間

ただし、イの(ア)の場所にあっては、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### イ 交付場所

###### (ア) 4の場所

(イ) 島根県ホームページ上 ([https://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/bid\\_shobou\\_gensi/procurement\\_of\\_filters.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_shobou_gensi/procurement_of_filters.html))

##### (2) 入札説明会

実施しない。

#### 6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和8年3月13日（金）午後3時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

#### 7 入札期間、開札日時等

##### (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和8年3月26日（木）午前9時から同月27日（金）午後5時まで（同月26日午後5時から同月27日午前9時までを除く。）

## (2) 書面による入札の日時、場所等

## ア 日時

令和8年3月27日（金）午後4時まで

## イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和8年3月27日（金）午後3時までに到着していること。

## (3) 開札の日時及び場所

## ア 日時

令和8年3月30日（月）午前10時

## イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県防災部原子力安全対策課原子力総務係

## 8 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県防災部原子力安全対策課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

- (1) Item and Quantity : Procurement and replacement of filters for radiation protection equipment at the Shimane Prefectural Government Main Building, 1 set
- (2) Bidding period via the electronic procurement system : From 9 : 00 a.m. on 26 March 2026 to 5 : 00 p.m.

on 27 March 2026

(3) Date and time for written bids : 4 : 00 p.m. on Friday, 27 March 2026

(If submitted by post, bids must arrive by 3 : 00 p.m. on Friday, 27 March 2026.)

(4) Bid opening date and time : 10 : 00 a.m. on Monday, 30 March 2026

(5) Enquiries : Nuclear Safety Administration Section, Nuclear Power Safety Policy Division, Department of Disaster Prevention, Shimane Prefectural Government, 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane, 690-8501 Japan  
TEL 0852-22-6075

## 教　育　委　員　会　規　則

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月13日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

### **島根県教育委員会規則第1号**

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第4号の4及び様式第4号の5を次のように改める。

## 様式第4号の4（第10条の3関係）

## 部分休業承認請求書

年　月　日

(所属長)

様

請求者 所 属

職 名

氏 名

申出対象期間	年度
--------	----

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
	年　月　日		

2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は② を記入)	※ 申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき人事委員会規則で定める時間（10日相当）を 超えない範囲内
	月　日		

3 変更 (第1回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は② を記入)	変更が必要な事情	特別の事情 の有無	決裁欄
	月　日				

3 変更 (第2回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は② を記入)	変更が必要な事情	特別の事情 の有無	決裁欄
	月　日				

4 備考	
------	--

- (注) 1 この請求書には、申出、変更又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること。
- 2 育児休業法第19条第3項の規定により部分休業に係る申出の内容を変更する場合は、必要な事項を記載して所属長へ提出すること。
- 3 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下この様式及び様式第4号の5において「第1号部分休業」という。）の承認の請求の場合は様式第4号の5第1面、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（様式第4号の5において「第2号部分休業」という。）の承認の請求の場合は第4号の5第3面を用いること。
- 4 第1号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第4号の5第2面に記入すること。

**様式第4号の5（第10条の3関係）【第1面】**  
**第1号部分休業の承認の請求の場合**

年度

整理番号	部分休業の承認の請求をする期間			請求月日 請求者との確認	承認・不承認	決裁欄
	月 日	毎日／曜日等	時 間			
月 日～月 日			時 分～時 分	月 日		
月 日～月 日			時 分～時 分	月 日		
月 日～月 日			時 分～時 分	月 日		
月 日～月 日			時 分～時 分	月 日		
月 日～月 日			時 分～時 分	月 日		
月 日～月 日			時 分～時 分	月 日		
月 日～月 日			時 分～時 分	月 日		
月 日～月 日			時 分～時 分	月 日		
月 日～月 日			時 分～時 分	月 日		
月 日～月 日			時 分～時 分	月 日		
月 日～月 日			時 分～時 分	月 日		
月 日～月 日			時 分～時 分	月 日		

※印の欄は、請求者が記入し、又は確認する。

【第2面】  
第1号部分休業の承認の取消しの場合

年度

整理番号	※	部分休業の承認の取消しの期間			※請求者の確認	決裁欄	備考
		月	日	時 間			
		月	日～月 日	時 分～ 時 分			
		月	日～月 日	時 分～ 時 分			
		月	日～月 日	時 分～ 時 分			
		月	日～月 日	時 分～ 時 分			
		月	日～月 日	時 分～ 時 分			
		月	日～月 日	時 分～ 時 分			
		月	日～月 日	時 分～ 時 分			
		月	日～月 日	時 分～ 時 分			
		月	日～月 日	時 分～ 時 分			
		月	日～月 日	時 分～ 時 分			
		月	日～月 日	時 分～ 時 分			

※印の欄は、請求者が記入し、又は確認する。

【第3面】  
第2号部分休業の承認の請求の場合

整理 番号	※ 部分休業の請求をする期間		※ 請求 時間数	※ 残時間数	請求月日	請求者 の確認	承認・ 不承認	決裁欄	備考
	月	日	時	間	時	間	分	時	間
	月	日～月	日	時	分～時	時	分	月	日
	月	日～月	日	時	分～時	時	分	月	日
	月	日～月	日	時	分～時	時	分	月	日
	月	日～月	日	時	分～時	時	分	月	日
	月	日～月	日	時	分～時	時	分	月	日
	月	日～月	日	時	分～時	時	分	月	日
	月	日～月	日	時	分～時	時	分	月	日
	月	日～月	日	時	分～時	時	分	月	日
	月	日～月	日	時	分～時	時	分	月	日
	月	日～月	日	時	分～時	時	分	月	日
	月	日～月	日	時	分～時	時	分	月	日
	月	日～月	日	時	分～時	時	分	月	日
	月	日～月	日	時	分～時	時	分	月	日

※印の欄は、請求者が記入し、又は確認する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

**教　育　委　員　会　訓　令**

**島根県教育委員会訓令第1号**

本　　庁  
県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月13日

島根県教育委員会教育長　野　津　建　二

様式第7号の4及び様式第7号の5を次のように改める。

## 様式第7号の4（第13条関係）

## 部分休業承認請求書

年　月　日

(所属長)

様

請求者 所 属

職 名

氏 名

申出対象期間	年度
--------	----

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
	年　月　日		

2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は② を記入)	※ 申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき人事委員会規則で定める時間（10日相当）を 超えない範囲内
	月　日		

3 変更 (第1回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は② を記入)	変更が必要な事情	特別の事情 の有無	決裁欄
	月　日				

3 変更 (第2回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は② を記入)	変更が必要な事情	特別の事情 の有無	決裁欄
	月　日				

4 備考	
------	--

- (注) 1 この請求書には、申出、変更又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること。
- 2 育児休業法第19条第3項の規定により部分休業に係る申出の内容を変更する場合は、必要な事項を記載して所属長へ提出すること。
- 3 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下この様式及び様式第7号の5において「第1号部分休業」という。）の承認の請求の場合は様式第7号の5第1面、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（様式第7号の5において「第2号部分休業」という。）の承認の請求の場合は第7号の5第3面を用いること。
- 4 第1号部分休業の承認が、教職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第7号の5第2面に記入すること。

**様式第7号の5（第13条関係）【第1面】**

※印の欄は、請求者が記入し、又は確認する。

## 【第2面】 第1号部分事業の承認の取消】の場合

※印の欄は、請求者が記入し、又は確認する。

### 【第3面】 第2号部分事業の承認の請求の場合

年度

※印の欄は、請求者が記入し、又は確認する。

**附 則**

この訓令は、令和8年2月13日から施行する。

**公 安 委 員 会 告 示****島根県公安委員会告示第4号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和8年2月13日

島根県公安委員会委員長 錦田剛志

**1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員**

種別及び級	実 施 日 時		定 員
空港保安警備業務 1級	学科試験	令和8年6月4日（木）午後1時30分から午後3時まで	島根県、鳥取県及び広島県で合計15人
	実技試験	令和8年7月18日（土）午前9時から午後5時まで	
空港保安警備業務 2級	学科試験	令和8年6月4日（木）午後1時30分から午後3時まで	同上
	実技試験	令和8年7月4日（土）午前9時から午後5時まで	

**2 実施場所**

## (1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

## (2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

**3 検定の内容**

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

## (1) 空港保安警備業務 1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 乗客等の接遇に関すること。</li> <li>○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。</li> <li>○ 空港に関すること。</li> <li>○ 空港保安警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乗客等の接遇に関すること。</li> <li>○ 手荷物等検査に関すること。</li> <li>○ 空港保安警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

	る応急の措置に関すること。
--	---------------

## (2) 空港保安警備業務2級検定

区分	科目
学科試験	<input type="radio"/> 警備業務に関する基本的な事項 <input type="radio"/> 法令に関すること。 <input type="radio"/> 乗客等の接遇に関すること。 <input type="radio"/> 手荷物等検査に関すること。 <input type="radio"/> 空港に関すること。 <input type="radio"/> 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<input type="radio"/> 乗客等の接遇に関すること。 <input type="radio"/> 手荷物等検査に関すること。 <input type="radio"/> 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## 4 受検資格

## (1) 空港保安警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（空港保安警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、同合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## (2) 空港保安警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

## 5 受検手続に関する事項

## (1) 受付期間

令和8年5月11日（月）から同月15日（金）までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

## (2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

## (3) 提出書類

## ア 空港保安警備業務1級検定

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

## (イ) 添付書類

a 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

b 島根県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

c 島根県外に住所を有する者にあっては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

d 4の(1)のアに該当する者にあっては、2級検定に係る合格証明書の写し及び空港保安警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

e 4の(1)のイに該当する者にあっては、1級検定受検資格認定書の写し1通

#### イ 空港保安警備業務2級検定

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 添付書類

a 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

b 島根県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

c 島根県外に住所を有する者にあっては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

#### (4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

#### 6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

#### 7 検定の実施

この検定は、島根県公安委員会、鳥取県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

#### 8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

正

誤

平成24年11月26日付け島根県報第2,447号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から18	協同組合大社ショッピングセンター 代表 理事 室家 隆一 島根県出雲市大社町北 荒木625番地2  株式会社フーズマーケットホック 代表 取締役社長 南脇 政文 島根県安来市赤 江町1448番地1	協同組合大社ショッピングセンター 代表 理事 室家 隆一 島根県出雲市大社町北 荒木625番地2
	下から13	(変更後) 協同組合大社ショッピングセン ター 代表理事 室家 隆一 島根県出雲	(変更後) 協同組合大社ショッピングセン ター 代表理事 室家 隆一 島根県出雲

	市大社町北荒木625番地2 株式会社フーズマーケットホック 代表 取締役社長 南脇 政文 島根県安来市赤江町1448番地1	市大社町北荒木625番地2
--	---	---------------

平成24年11月30日付け島根県報第2,449号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
8	上から15	協同組合大社ショッピングセンター 代表 理事 室家 隆一 島根県出雲市大社町北荒木625番地2 株式会社フーズマーケットホック 代表 取締役社長 南脇 政文 島根県安来市赤江町1448番地1	協同組合大社ショッピングセンター 代表 理事 室家 隆一 島根県出雲市大社町北荒木625番地2